

- 而して、職事及労働組合法、骨子として左の要求を提出する。
- 一、労働組合の目的は労働生活の諸条件を維持改善にあることを明定する
 - 二、労働組合の構成範囲を限定せぬ
 - 三、労働組合の組織に企業別職業別産業別等の制限を加へざるは勿論、組合、聯合体を法認すること
 - 四、労働組合が法人たることを自白とする
 - 五、労働組合は労働争議によつて生じたる損害につき賠償責任を負はぬ
 - 六、労働組合の加入権保護を徹底する
 - 七、労働契約権を確保する
 - 八、労働組合に特殊なる義務及監督規程を設けぬ
 - 九、行政官廳による解散命令の規定を労働組合法に設けぬ

〇生活賃金法制定

一 趣旨

目的

左記の如き内容を有する生活賃金法の制定を要求するにあり

目的——傭主として労働者に対し一定の限度以上の賃金を支拂はしむることを法律を以つて強制すること。而して其の最低限度は労働者力人として通常の生活と營むに足る程度を標準とする。

適用範囲——原則として婦人又は幼年労働者に限らず、總ての雇傭の總ての労働者に適用すべきこと。

例外として特殊の産業又は小資本工場に限り法律の定むる所によつて数年間の除外例を認むることを許すこと。

最低限度の標準——理想としては其労働者若し家族全員が終生くとして幸福なる生活を營むに足るべき程度を標準とすべき也。現状としては通常の労働能力を以つて労働する限りその労働者が平均家族数の家族を養つて健全なる家庭生活を營む。その子女をして普通教育を受けしむるに足るべき程度を標準とすべきこと。然して疾病又は失業の場合に於いては健康保険法の改善及び失業保険法の制定を合せ要求すべしこと。

最低限度の決定方法

日給又は月給の最低限度の額を法律を以つて明定する所請つラットレート